

遺老を供った介護会社の賞与に課される

1. 保険会社が、指簿として販売している、いわゆる遺老保険で、1/2給+1/2保険料という会計処理、

否認されますよ(当事務所見解)

遺老保険H24.11.17最高裁判決を踏まえて、この保険を有効に活用できるか、徹底検証

結論
1) 最高裁判所判決はいわゆる遺老保険の受け取った側の支出した金額を、会社として保険料処理した保険料は、個人の受け取った金額ではない見解であり、会社の経理処理として、遺老保険を加入した場合(下記)で保険料を10万円/月として

借方 保険料当金は役員報酬 5万円 現金 10万円 と認めている訳ではない、
貸方 保険料当金は役員報酬 5万円 現金 10万円 と認めている訳ではない、

2) そもそも遺老保険は、現在では、予定利率が1%前後の時代においても、10年満期であれば、10年後、払込保険料にプラスした満期保険金が発生するという貯蓄性強さである。死亡保険金は、契約時から満期保険金相当を保障しているに過ぎないので、死亡保険金に係る保険料は、かなり少額である。よって、金額役員報酬となる。

3) 日本において、保険は、もうすでに可処分所得に2割から3割まで加入し、飽和状態であり、今保険会社が一番予定利率が低い時に加入すれば、加入期間中は、賞与保険以外では、契約時の予定利率であり、今後の金利上昇があれば、その分、得である。よって、契約が、欲してしまいがたい。新興国の国債や社債で5%以上は十分運用できるので、保険会社が丸儲けとなる。

(養老保険に係る保険料)

●9-3-4 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者を観念を含む。)を被保険者とする養老保険(被保険者の死亡又は生存を保障事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを除き、9-3-3に定める定期付養老保険を含まない。以下9-3-3までにおいて同じ。)に加入してその保険料(令第35条(確定給付企業年金等の増金算入)の規定の適用があるものを除く。以下9-3-4において同じ。)を支払った場合には、その支払った保険料の額(傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。(第59年直法2-15(十三)により追加、第59年直法2-3(五)、平15年課法4-1(一)~(四)により改正)

(1) 死亡保険金(被保険者が死亡した場合に支払われる保険金という。以下9-3-5までにおいて同じ。)及び生存保険金(被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金という。以下9-3-4において同じ。)の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険料の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時まで資産に計上するものとする。
(2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。
(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、**生存保険金の受取人が当該法人である場合**、その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額が期間の経過に応じて備金の額に算入する。ただし、役員又は当該法人の特定死の受取人(これらの者を観念を含む。)のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

1. 遺老保険プラン 2. 養老保険プラン(9-3-3が適用される)

- 1) 契約者: 法人
- 2) 被保険者: 役員
- 3) 死亡保険金: 法人
- 4) 満期受取人: 役員
- 1) 契約者: 法人
- 2) 被保険者: 役員
- 3) 死亡保険金: 遺族
- 4) 満期受取人: 法人

保険会社の賞与マンのだらしのシュレーション

2. 前提条件

1) 役員Aの報酬、月900千円年収10800千給与所得控除後8560千

所得控除1600千 課税所得6960千

2) 個人税戻進費表

課税所得金額	所得税	住民税	控算(折戻)	会社(負担)	社会保険料はH29年9月まで上昇します。
			社会保険料	社会保険料	
6960千→9000千	0.23	0.1	0.114	0.444	0.114
9000千から18000千	0.33	0.1	0.114	0.544	0.114
18000千から	0.4	0.1	0.114	0.614	0.114

3) 役員Aの経営する中小企業、課税所得8000千円以上続くという前提

H27.3.31まで開始事業年度は法人税率16.5%ですが、それ以降は15%であるため15%で実効税率を計算

法人税率×(1+住民税率)+事業税率
 $15\% \times (1 + 17.3\%) + 6.88\%$
 実効税率-----
 1+6.88%
 事業税率4%+0.48%+0.2%+2.2% = 6.88%
 = 22.89% ~ 23% で計算

3) 月払い99千 年1189千の保険に加入した場合

会社が保険会社の支払う時の仕訳

毎月	役員報酬	49500円	現金	99000円
保険料	49500円			
社会保険料	5643円		現金	5643円

役員Aの年収は10800千から11395千へ上がる。

$595千 \times 9\% = 536千$ (給与所得控除) = 565千課税所得上昇する。

3. ケース1

月払9900円

経過年数	年齢	死亡保険金	保険料率	解約金	単位還戻金	満金保険料	給与控	増加増税所得	本人負担	社保増加	課税後追加
1	40	12,000	1.18%	781	65,263	595	595	566	251	66	251
2	41	12,000	2.37%	1,929	81,056	1,169	1,169	1,130	502	136	502
3	42	12,000	3.56%	3,100	86,876	1,785	1,785	1,695	753	203	753
4	43	12,000	4.75%	4,292	90,181	2,378	2,378	2,260	1,003	271	1,003
5	44	12,000	5.94%	5,510	92,635	2,974	2,974	2,825	1,254	339	1,254
6	45	12,000	7.13%	6,751	94,601	3,566	3,566	3,391	1,505	407	1,505
7	46	12,000	8.32%	8,023	96,331	4,164	4,164	3,856	1,756	475	1,756
8	47	12,000	9.51%	9,319	97,811	4,759	4,759	4,521	2,007	542	2,007
9	48	12,000	10.70%	10,645	99,411	5,354	5,354	5,088	2,258	610	2,258
10	49	12,000	11.89%	12,000	100,883	5,948	5,948	5,651	2,509	678	2,509
11	50							満期給付金	1,307		
								合計	3,816	678	

経過年数	法人所得	単位千円	増加社会保険	増加報酬	11.40%	課税所得	税金	内部留保
1	8,000	595	68	595	6,742	1,551	5,191	
2	8,000	595	68	595	6,742	1,551	5,191	
3	8,000	595	68	595	6,742	1,551	5,191	
4	8,000	595	68	595	6,742	1,551	5,191	
5	8,000	595	68	595	6,742	1,551	5,191	
6	8,000	595	68	595	6,742	1,551	5,191	
7	8,000	595	68	595	6,742	1,551	5,191	
8	8,000	595	68	595	6,742	1,551	5,191	
9	8,000	595	68	595	6,742	1,551	5,191	
10	8,000	595	68	595	6,743	1,551	5,192	
							51,914	

10年経過して満期になり役員Aの口座の満期還戻金が入ってきた。

(12000千-9945-500千)×1/2=2178千が一時的所得として課税される。税金は、6960千+2178千=9138千

788千×0.544+2040千×0.444=1307千追加増税

社保増加負担による厚生年金増分(65-70)14年もうらとして

49500円×5.481/1000×10年×12ヶ月×14年=455千(65歳から平均寿命まで生きた場合の増加厚生年金)

10経過した役員Aの収支	10年間	所得控除	手取り
		2,509	882
		474	882
		12,000	882
		8,813	882
		455	882
		9,288	882

4. ケース2、

この遺老保険は、半分が給料課税されるので、満期時に会社に入らないので、満期時の法人税の問題はない。つまり会社に資産計上がなく、すべて増金算入して処理される。結果として10年経過して手取り9268千が個人にはいる。それでは、この遺老保険のメリットを何と比較すべきだろうか? ケース1の増加分を10年割って、その分給料を上げてみて、会社の業績高を比較してみた。

経過年数	手取増加	増加される	役員報酬	増加社会保険	所得控除控除	手取り
1	881	1,539	175	6,286	1,446	882
2	881	1,539	175	6,286	1,446	882
3	881	1,539	175	6,286	1,446	882
4	881	1,539	175	6,286	1,446	882
5	881	1,539	175	6,286	1,446	882
6	881	1,539	175	6,286	1,446	882
7	881	1,539	175	6,286	1,446	882
8	881	1,539	175	6,286	1,446	882
9	881	1,539	175	6,286	1,446	882
10	881	1,539	175	6,286	1,446	882
11						8,815
12						
13						

増加させる給料について(B)

B=(B×0.114+B×0.95×0.33)=881

881÷0.5725=1539

経過年数	法人所得	単位千円	増加社会保険	修正課税所得	法人税率	内部留保
1	8,000	1,539	175	6,286	1,446	4,840
2	8,000	1,539	175	6,286	1,446	4,840
3	8,000	1,539	175	6,286	1,446	4,840
4	8,000	1,539	175	6,286	1,446	4,840
5	8,000	1,539	175	6,286	1,446	4,840
6	8,000	1,539	175	6,286	1,446	4,840
7	8,000	1,539	175	6,286	1,446	4,840
8	8,000	1,539	175	6,286	1,446	4,840
9	8,000	1,539	175	6,286	1,446	4,840
10	8,000	1,539	175	6,286	1,446	4,840
						48,402 ケース1
						51,914

1539千あげた場合の年金の増加額

1539千×12=1847千

128千×5.481/1000×10×12ヶ月×14年=1178千の厚生年金の増加

5. ケース1とケース2の比較検討

どちらの役員Aの10年後の手取りは881千で同じである(計算上増額の差2千あり)

会計手続	51,914	48,402	3,512
個人手取	8,815	8,815	0
個人年金	455	1,178	-723

手取8815千+年金455千=9268千増加されるのに、通常の役員報酬をアップさせるより、保険に入った方が有利になる金額2789千 効率は 2789千/9268千=30%
 検討の余地がありますよと営業マンに言われるが、実際は役員報酬がきつて、ポンコツ調査官以外は、否認されると考えます。

6. 実際は、調査に入られると、金額役員報酬とされ、追加2509千となります。社会保険の調査も入ると、追徴がでて、メリットが契約者になります。儲かるのは保険会社だけ、
 要注意 25.124 公認会計士・税理士 鈴木実博